（掘削・動力　法人用）

誓　約　書

　　　年　　　月　　　日

和歌山県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

当法人、及びその全ての役員は、温泉法第４条第１項第４号から第６号までに該当しない者であることを誓約します。

温泉法（昭和２３年７月１０日法律第１２５号）

（許可の基準）

**第4条** 　都道府県知事は、前条第1項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

１～３　　（略）

**４** 　申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者であるとき。

**５** 　申請者が第9条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により前条第1項の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。

**６** 　申請者が法人である場合において、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。